

船舶事故調査報告書

令和5年2月8日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和3年11月6日 17時00分ごろ
発生場所	新潟県佐渡市千畳敷西方沖 一里島灯標から真方位345° 800m付近 (概位 北緯38° 02.7' 東経138° 13.0')
事故の概要	プレジャーボート ^{ハギワラ} HAGIWARAは、南進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和4年2月17日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート HAGIWARA、5.8トン
船舶番号、船舶所有者等	290-66438新潟、萩原工業株式会社
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	プロペラに曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 高潮時 日没時刻：16時44分ごろ
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、知人3人を乗せ、GPSプロッターを作動させて、約5ノットの対地速力で手動操舵により南進中、千畳敷西方沖の浅所に乗り揚げた。 船長は、本事故発生場所付近海域を航行した経験があり、同海域には浅所や岩礁が散在していることを知っていた。 船長は、本事故後、浅所等より翌日に行う釣りのポイントを探すことに意識が向いていて、陸岸に寄り過ぎて航行したと思った。 船長は、出航前、本船の喫水を測っていなかった。
分析	本船は、南進中、船長が、本船の喫水を把握しないまま釣りのポイントを探すことに意識を向け、浅所や岩礁が散在している陸岸寄りを航行したことから、千畳敷西方沖の浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が南進中、船長が、本船の喫水を把握しないまま釣りのポイントを探すことに意識を向け、浅所や岩礁が散在している陸岸寄りを航行したため、千畳敷西方沖の浅所に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・船長は、出航前に自船の喫水を把握しておくこと。 ・船長は、GPSプロッターを活用して、浅所等が散在する海域には、近づかないように注意すること。